

嶺公園樹林墓地制度に伴う パブリックコメント（意見募集）資料（案）

令和2年4月

前橋市建設部公園緑地課

【参考】この部分は、意見募集の対象ではありません。

〈趣旨〉

近年、少子高齢化、核家族化及び未婚化など家族形態の多様化が進み、従来どおりの墓地の承継が困難となっている方が増えていることにより、本市の市営墓地においても新たな埋葬形態や利用方法を導入した墓地整備を進める必要が求められています。

また、原状において、既存墓地内での新規の墓地造成に限度があることや、承継者がいないことによる墓地の無縁化を未然に防止するためにも、平成28年度に「お墓に関するアンケート調査」を行い、多様化しているニーズに応えるため、平成29年度に「新たな墓地計画策定業務」・平成30年度に「樹林墓地設計業務」を実施し、運営方法等の検討を行った結果、期限付き個別埋葬施設と合葬埋葬施設からなる永代供養墓として嶺公園墓地内に樹林墓地を整備することとなりました。

樹林墓地とは、従来の墓石を設置するものではなく、数本の樹木を配置して墓石の代わりとし、個別埋葬の上に芝生を植栽することで景観に配慮しております。なお、芝生内には立ち入れませんので、決められた献花台よりお墓参りをお願いすることになります。

嶺公園樹林墓地の整備につきましては、令和2年度より第一期工事に着手し、同年度内に一部整備を完成させ、内覧会を行った後に令和3年度より嶺公園樹林墓地の申し込みを行う予定です。

今回のパブリックコメントは、嶺公園樹林墓地制度の開始にあたり、広く市民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメント（意見募集）を行うものです。

次ページがご意見をお寄せいただきたい項目です。

募集期間 令和2年4月7日（火）から令和2年4月30日（木）まで

提出方法 意見提出用紙にご記入し、市役所（8階公園緑地課、2階情報公開コーナー）、前橋プラザ元気21（1階にぎわい商業課）、保健所衛生検査課、各支所又は各市民サービスセンターに提出するか、公園緑地課へ郵送、ファックス又は電子メールにより提出してください。

※詳しくは、意見提出用紙の裏面をご覧ください。

問い合わせ先 〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市建設部公園緑地課

電話 027(898)6842又は6845

FAX 027(243)3512

メールアドレス kouenryokuti@city.maebashi.gunma.jp

■ 申し込みができる方について

嶺公園樹林墓地の申し込みにあたり募集区分として「遺骨」「生前」「生前・遺骨」の3パターンです。

募集区分	個別条件	共通条件
遺骨	・遺骨を所持し、申込者本人は埋葬予定者ではないこと 注) 既存墓地からの改葬は、本市の市営墓地を使用している方に限ります。(市内住居条件・遺骨との血縁条件なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の承継が困難な方 ・本市に1年以上居住し、本市の住民基本台帳に住民登録があること ・申込者と遺骨又は埋葬予定者との関係は2親等内の血族・姻族であること
生前	・申込者及び埋葬予定者全員が存命で満65歳以上であること	
遺骨・生前	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者及び埋葬予定者全員が存命で満65歳以上であること ・遺骨を所持していること 注) 既存墓地からの改葬は、本市の市営墓地を使用している方に限ります。(市内住居条件・遺骨との血縁条件なし)	

■ 使用できる区画につて

嶺公園樹林墓地を申し込みされる方は、遺骨の利用形態によって複数の区画を使用することができます。

■ 樹林墓地の使用料について

区分	形態	募集区分	使用期間 ※3	使用料 ※4 (管理料も含む)
樹林A型 ※1	1~2人用	遺骨	20年	230,000円
		生前		
		生前・遺骨		
樹林B型 ※1	3人用	遺骨	20年	350,000円
		生前		
		生前・遺骨		
樹林C型 ※2	合葬埋葬	遺骨	永年	50,000円 (直接埋葬の場合1遺骨)
樹林A型	1~2人用	(更新)	10年	50,000円
樹林B型	3人用	(更新)	10年	80,000円

※1 樹林A型・樹林B型は使用許可日から20年間、遺骨を骨壺の状態で埋葬でき、その後遺骨を納骨袋に移し替えて合葬埋葬施設へ共同埋葬します。なお、更新手続きをすることで10年間個別埋葬(樹林A型及び樹林B型)期間を延長することができます。

※2 樹林C型は本市の市営墓地からの改葬の場合のみ使用することができます。なお、改葬の際、多くの遺骨がある場合は複数の樹林墓地(A型・B型)を申し込むか、合葬埋葬施設(C型)を併用するかを選択できます。

※3 使用期間については、使用許可日からとなります。

※4 使用料については、参考価格であり意見募集の対象ではありません。

■ 焼骨の返還について

嶺公園樹林墓地に埋葬された遺骨は返還できません。